



# 障害のある方に

## 障害者（児）に対するサービス

障害者（児）に対するサービスには、障害者総合支援法に基づくサービスと障害児のみを対象とする児童福祉法に基づくサービスがあります。いずれのサービスについても、利用するには、区へ事前に申請を行い受給者証の交付を受けることが必要になります。また、所得に応じて利用者負担があります（課税世帯のみ。上限額が定められています。）

### 障害福祉サービス

●問合せ 障害福祉課（身体・知的障害） TEL 03-5246-1202・1203 FAX 03-5246-1179  
台東保健所 保健予防課（精神障害・難病等） TEL 03-3847-9405 FAX 03-3847-9424

- ▷対象者
1. 身体障害者手帳の交付を受けた方（児童を含む）
  2. 知的障害のある方（児童を含む）
  3. 精神に障害（発達障害を含む）のある方（児童を含む）
  4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める疾病に罹患している方（児童を含む）

#### ▷対象となるサービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排泄・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護が必要な人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス利用の各種援助（サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、モニタリング等）を行います。
地域移行・地域定着支援	施設や病院等に入所・入院している人が、地域生活へ移行するための支援を行います。また、地域生活移行後の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。

サービスの種類		サービスの内容
就労定着支援		一般就労へ移行した人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

※上記以外に、地域生活支援事業として、移動支援・通学支援・日中一時支援・地域活動支援センター事業等があります。詳しくは「障害者のてびき」をご覧ください。

## 児童福祉法に基づくサービス

●問合せ 障害福祉課(身体・知的障害) TEL 03-5246-1202・1203 FAX 03-5246-1179  
台東保健所 保健予防課(精神障害・難病等) TEL 03-3847-9405 FAX 03-3847-9424

- ▷対象者
1. 身体障害者手帳の交付を受けた児童
  2. 知的障害のある児童
  3. 精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
  4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める疾病に罹患している方(児童を含む)

※手帳の有無に問わず、児童相談所、医師等により療育の必要が認められた児童も対象

### ▷対象となるサービス

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し居宅を訪問して発達支援を提供します。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育所等、児童が集団生活を営む施設を訪問して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を供与します。
障害児相談支援	障害児が受けるサービスを利用するための各種援助(サービス事業者等との連絡調整、障害児支援等利用計画の作成、モニタリング等)を行います。

※児童福祉法に基づくサービスには、他に東京都(児童相談所)が支給決定を行う障害児入所支援(福祉型・医療型)があります。詳しくは、児童相談センター(新宿区北新宿4-6-1 TEL03-5937-2314)にお問い合わせください。

## 障害者のてびき

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1058  
FAX 03-5246-1179

障害者の方が受けられるサービス等を記載した障害者のてびきを発行しております。障害者のてびきは障害福祉課の窓口で配布しております。また、区公式ホームページでもご覧いただけます。



## 手帳・手当・生活援助

### 手帳・手当など

#### 身体障害者手帳

便利帳  
コード tbc5013

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1202  
FAX 03-5246-1179

手、足、目、耳、言語、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫などの機能に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

#### 愛の手帳

- 問合せ  
障害福祉課総合相談（住所の変更、氏名・保護者の変更、手帳の返還・紛失・破損の方）

TEL 03-5246-1202

東京都心身障害者福祉センター

（18歳以上の方の新規申請・更新）TEL 03-3235-2961

東京都児童相談センター

（18歳未満の方の新規申請・更新）TEL 03-5937-2317

知的障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

#### 精神障害者保健福祉手帳

便利帳  
コード tbc5012

- 問合せ 台東保健所 保健予防課 精神保健担当  
TEL 03-3847-9405  
FAX 03-3847-9424

精神障害のある方が、自立して生活し、社会参加するための手助けとなるものです。

有効期間は2年で、2年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。

申請には、主治医の診断書又は障害年金証書の写しや写真が必要です。

詳しくは、お問合せください。

#### 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1202  
FAX 03-5246-1179

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等をケアする家族の休息や就労等を支援することを目的として、訪問看護師又は准看護

師が自宅や学校に出向き、家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。対象は①医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)、②特定の医療的ケアが必要な人工呼吸器を装着している障害児、又はその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児です。なお所得に応じて自己負担があります。

#### 特別障害者手当・障害児福祉手当

便利帳  
コード tbc5015

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

精神・身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護が必要な方で、20歳以上の方は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当を申請できます。

特別障害者手当は月28,840円、障害児福祉手当は月15,690円を支給します。

なお、所得額や施設入所などにより、支給が制限される場合があります。

#### 心身障害者福祉手当

便利帳  
コード tbc5019

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

区内に居住している方で、次のいずれかに該当する20歳以上、65歳未満の方が申請できます。

1. 身体障害者手帳 1級～3級
2. 愛の手帳 1度～4度
3. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

所得が一定額以上の場合などは受けられません。

#### 東京都重度心身障害者手当

便利帳  
コード tbc5020

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

区内に居住している方で、次のいずれかに該当する65歳未満の方が申請できます。月6万円を支給します。

1. 重度の知的障害者で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
2. 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
3. 重度の肢体不自由者で両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方

ただし、所得が一定額以上の方、施設に入所中の方、3か月以上入院中の方は受けられません。

## 難病患者福祉手当

便利帳  
コード tbc5021

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

区内に居住し、国及び都が定める難病により、特定医療費（指定難病）受給者証、㊦医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者で手当の対象疾病にり患している65歳未満の方が申請できます。

所得が一定額以上の場合などは受けられません。



## 心身障害者(児) 医療費助成

便利帳  
コード tbc5022

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179  
台東保健所 保健予防課 精神保健担当  
TEL 03-3847-9405  
FAX 03-3847-9424

心身障害者が病院、診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている保険の自己負担分の一部を助成します。65歳未満の次の方が新規申請できます。

1. 身体障害者手帳 1・2級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫の内部機能障害にあっては3級も含む）
  2. 愛の手帳1・2度
  3. 精神障害者保健福祉手帳1級
- 所得が一定額以上の場合などは受けられません。

## 自立支援医療(更生医療)の給付

便利帳  
コード tbc5023

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

身体に障害のある方の障害の程度を軽減する手術や治療等の医療費の助成制度です。治療内容や手術内容に制限があり、所得や加入する健康保険の状況による自己負担があります。

## 原爆で被爆された方へ 原爆被爆者見舞金

便利帳  
コード tbc5017

- 問合せ 福祉課 TEL 03-5246-1172  
FAX 03-5246-1059

原爆で被爆された方に、見舞金をお渡ししています。

- ▷対象者 被爆者健康手帳をお持ちの8月1日（基準日）現在区内にお住まいの方  
▷申請期間 8月1日～8月31日（土・日・祝日を除く）  
▷支給金額 1人当たり 1万円

## 生活援助

### 難病患者の方に日常生活用具の給付

- 問合せ 台東保健所 保健予防課 精神保健担当  
TEL 03-3847-9405  
FAX 03-3847-9424

在宅の重度の難病患者の方に障害程度に応じて用具を給付します。対象は国が定める難病を有する方です。希望される方は事前にご相談ください。なお、所得に応じて自己負担があります。

### 「声の広報」の貸出し

便利帳  
コード tbc5016

- 問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021  
FAX 03-5246-1029

毎月2回発行している区の広報紙、広報「たいとう」の内容を音声で録音したカセットテープ版・デジ版を視覚障害のある方に郵送で貸出しています。また、区公式ホームページでも聞くことができます。

### 緊急一時保護

便利帳  
コード tbc5024

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1202  
FAX 03-5246-1179

介護者が出産や病気、冠婚葬祭などのため、一時的に心身障害児（者）の方を介護できないときに施設で保護します。対象は区内に居住する4歳以上65歳未満の心身障害児（者）で身体障害者手帳1～3級もしくは愛の手帳所持者、その他前記に準ずる方。なお、所得に応じて自己負担があります。

### 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1058  
FAX 03-5246-1179

メール taito-haken@docomo.ne.jp

区内在住、在勤で身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害および音声・言語障害の方が、日常生活（病院、職業相談など）の会話でお困りのときに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（在勤の方の派遣は病院のみ）なお、住民税課税世帯の方は、内容・回数・時間によって自己負担があります。

また、区役所窓口では、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスを実施しております。



障害のある方に



## 障害のある方に

### 心身障害者(児)の方に日常生活用具・住宅設備改善費の給付

便利帳  
コード tbc5030

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

在宅の重度の心身障害者(児)の方に、障害程度に応じて用具を給付します。また、浴場・便所・玄関・台所・居室の設備改善費の給付もします。希望される方は、事前にご相談ください。なお、給付にあたり、障害程度・年齢などの要件の他、自己負担があります。

### 中等度難聴児の方に、補聴器等購入費の助成

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力程度にある18歳未満の児童が補聴器等を購入する場合、その費用の一部を助成します。

助成を受けるには購入前の申請が必要です。

詳しい助成の対象や申込方法については、お問い合わせください。

### 都営交通(都電、バス、地下鉄)の無料パス

便利帳  
コード tbc5031

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1202  
FAX 03-5246-1179

区内に居住する心身障害者(児)の方に都営交通の無料パスを発行します(高齢者のシルバーパスの交付を受けた方は除く)。対象は身体障害者手帳の所持者及び愛の手帳所持者です。

また、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の所持者の方(一部)も対象となります。

### 福祉タクシー

便利帳  
コード tbc5032

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

台東区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方で、個別の障害が次のいずれかに該当する方に、1か月あたり4,000円相当の福祉タクシー券を交付します。

#### ▷対象

1. 視覚機能障害1級又は2級
2. 上肢機能障害1級
3. 下肢機能障害1級～3級
4. 体幹機能障害1級～3級
5. 運動機能障害のうち上肢機能障害1級
6. 運動機能障害のうち移動機能障害1級～3級

7. 内部機能障害1級～3級
8. 知的障害の程度1度又は2度

なお、所得が一定額以上の方は受けられません。

### リフト付タクシー

便利帳  
コード tbc5033

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

車いすや寝台のまま乗車できるリフト付タクシーの予約手数料・迎車料金を助成します。

#### ▷対象

福祉タクシー受給者と同じ程度の障害のある方。

障害福祉課に登録後、委託タクシー会社に直接予約してください。普通車または大型車タクシー料金でご利用できます。その他ご利用になられた費用は自己負担になります。

### はつらつサービス

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541  
FAX 03-3847-0190

URL <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、各種サービスを提供しています。(詳細はP78参照)



### 訪問理・美容サービス

便利帳  
コード tbc5028

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541  
FAX 03-3847-0190

寝たきりの高齢者または重度心身障害者に、自宅で調髪を受けることができる「訪問理・美容サービス券」を交付しています。(詳細はP78参照)

### 権利擁護センター「あんしん台東」

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7507  
FAX 03-3847-0190

URL <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方で福祉サービスの利用やお金の管理等に不安がある方のお手伝いをします。(詳細はP78参照)



## 紙おむつ購入補助券

便利帳  
コード tbc5034

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

区内に住所を有する在宅の3歳以上65歳未満で、①から③のいずれかの要件を満たす方に対し、紙おむつ購入補助券を支給します。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、その障害程度が1級または2級の方のうち、下記のいずれかに該当する方
  - ア) 肢体不自由の障害がある方
  - イ) 心臓、じん臓もしくは呼吸器機能障害またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓機能障害の障害がある方
  - ウ) その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方
- ②ぼうこう又は直腸機能障害（二分脊椎症に起因するものに限る）により身体障害者手帳の交付を受けた方で、高度の排便又は排尿障害がある方
- ③愛の手帳をお持ちで、その程度が1度または2度の方

## 紙おむつの支給

便利帳  
コード tbc5029

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541  
FAX 03-3847-0190

身体障害者手帳3～6級（3歳未満の1・2級）または愛の手帳3・4度（3歳未満の1・2度）の方に紙おむつを支給します。なお、いずれも台東区に住所がある在宅の方が対象です。（詳細はP82参照）

## 住宅用火災警報器の設置助成

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541  
FAX 03-3847-0190

条件に該当する方を対象に、住宅用火災警報器（煙式）1台を自己負担1,000円で設置いたします。（詳細はP78参照）

## 自動車燃料費の助成

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

本人又は生計を一にする者が自動車を所有し、主に心身障害者のために利用する自家用乗用車の燃料費を助成します。1か月あたり2,200円を限度とします。

### ▷次のいずれにも該当する方

1. 福祉タクシー受給者と同じ程度の障害をお持ちの方又はその障害をお持ちの方と生計を一にする方
  2. 自動車税が減免されている方
- なお、所得が一定額以上の方、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は受けられません。

## 重度心身障害者の方へ ふとんの消毒・乾燥

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

重度心身障害者（身障手帳1・2級または愛の手帳1・2度）の方で下記のいずれかに該当する方に毎月1回、ふとんの乾燥・消毒を行います。

※区民税所得割額課税世帯は対象外。

寝たきり状態にあり、

- ・一人世帯または障害のある方だけの世帯
- ・乾燥場所が不備な世帯

なお、利用にあたり、一部自己負担があります。

## 重度心身障害者訪問入浴サービス

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

自宅での入浴が困難な重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。対象は、家族又は介護人による介助だけでは入浴が困難な65歳未満の在宅障害者で、身体障害者手帳1・2級の方および愛の手帳1・2度の方です。なお、利用にあたり世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

## 高齢・障害等のためごみを決められた場所に出すことが困難な場合

便利帳  
コード tbc4048

●問合せ 台東清掃事務所清川清掃車庫 TEL 03-3876-5805  
(P73参照) FAX 03-5824-2105

## 聴覚障害者用緊急ネット通報

●問合せ 東京消防庁  
URL <http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

聴覚、音声、言語機能に障害があるため、火災や救急の時などに、電話での119番通報が困難な方が、携帯電話等のウェブ機能を利用し、東京消防庁に緊急通報できるシステムです。

ただし、利用者本人が通報時に使用するGPS機能付き携帯電話による事前登録が必要です。

- ・登録用メールアドレス  
entry\_13000@entry03.web119.info



## 補装具費の支給

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

日常生活を容易なものとするために車いす・補聴器・義手・義足・装具などの補装具の購入・修理・借受けに要する費用を国の基準に基づき支給します。

なお、購入・修理・借受けにあたり要否の判定を要する場合があります。所得に応じて自己負担があります。

## 民間緊急通報システム

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

急病等の緊急時にボタンを押すだけで民間受信センターに自動通報し、救急車の要請等を行うための機器（専用通報機、火災センサー等）をお貸しします。

所得に応じて自己負担があります。

### ▷次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級で18歳以上の一人暮らし等の方
  - ・重度の難病患者※の方で18歳以上の一人暮らし等の方
- なお、他制度の利用が可能な方は受けられません。  
※対象となる難病の詳細については、お問い合わせください。

## 心身障害者自動車運転教習費助成

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

3ヶ月以上、台東区に住所のある下記の方が、第一種普通自動車運転免許を取得するのに必要な費用の一部を助成します。

- ・身体障害者手帳3級以上（ただし、内部障害は4級以上、下肢・体幹機能障害は5級以上で歩行困難）、または愛の手帳4度以上

ただし、他制度により免許取得費の助成を受けている方、所得税額が一定以上の場合などは受けられません。また、免許取得前の申請が必要です。

## 身体障害者自動車改造費助成 便利帳コード tbc5035

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

就労などのために自ら運転する自動車を取得するときに、その自動車の改造（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）に要する経費の一部を助成します。

### ▷対象

台東区内に3ヶ月以上住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている方で次のいずれかに該当する方

- ①上肢機能障害1級及び2級
- ②下肢機能障害1級及び2級
- ③体幹機能障害1級及び2級

ただし、過去に改造費助成を利用したことがある場合は、交付決定から7年以上経過していること。また、改造後のご申請や所得が一定以上の場合などは受けられません。

## 身体障害者補助犬の給付 便利帳コード tbc5036

●問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201  
FAX 03-5246-1179

区内に居住する満18歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳を持ち、以下の条件を満たす方に補助犬の給付を行っています。

- ①視覚障害1級（盲導犬）
- ②肢体不自由1・2級（介助犬）
- ③聴覚障害2級（聴導犬）

※その他、所得や補助犬訓練事業者との事前相談等の要件がありますので、お問い合わせください。

## 訓練、社会参加など

### 子供の療育指導 便利帳コード tbc5037

●問合せ 松が谷福祉会館（こども療育室） TEL 03-3842-2673  
FAX 03-3842-2674

心身の発達に心配のあるお子さんや障害のあるお子さんに、個別指導やグループ指導を行っています。

### 心身障害者の通所指導・訓練 便利帳コード tbc5038

●問合せ 松が谷福祉会館（障害者デイサービス担当） TEL 03-3842-2671  
FAX 03-3842-2674

18歳以上の心身に障害のある方を対象に、通所による社会訓練、創作的活動等を行い、自立の促進、生活の質の向上を目指しています。

### 脳卒中等中途障害者のためのリハビリ 便利帳コード tbc5039

●問合せ 松が谷福祉会館（機能訓練室） TEL 03-3842-2672  
FAX 03-3842-2674

脳血管障害等で機能障害が残っている18歳から65歳未満の方の身体機能の向上や残存能力の活用を図るため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導により、生活期のリハビリを行っています。

## 障害者の仕事の相談と紹介 便利帳 コード tbc5040

▷障害者の方へ就労の相談や紹介を行っています。

ハローワーク上野（上野公共職業安定所）

（令和6年8月26日 東上野2-7-5 偕楽ビル

（東上野II）2F・3Fに移転予定）

TEL 03-3847-8609 FAX 03-3845-3410

▷障害者の仕事の相談と支援

台東区障害者就労支援室

松が谷1-4-12

松が谷福祉会館6階

TEL 03-3847-6431 FAX 03-3847-6434

▷東京障害者職業センター

台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

TEL 03-6673-3938 FAX 03-6673-3948

## 障害者虐待防止対策事業

養護者・障害者福祉施設従事者・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理や各種支援等を行います。

▷身体・知的障害者の方

台東区障害者虐待防止センター

障害者支援施設浅草ほうらい

（24時間365日対応）

TEL 03-5808-0067 FAX 03-5824-5631

障害者自立支援センター

TEL 03-5246-9651 FAX 03-3842-2674

台東区障害福祉課

TEL 03-5246-1202 FAX 03-5246-1179

▷精神障害者及び難病等の方

台東区精神障害者地域生活支援センターあさがお

TEL 03-5823-4298 FAX 03-5823-4299

TEL 070-1555-8910（24時間365日対応）

台東保健所 保健予防課

TEL 03-3847-9405 FAX 03-3847-9424

